

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示（平成25年文部科学省告示第141号）の一部を改正する告示案に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の結果について

令和5年6月19日
スポーツ庁政策課

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示の一部を改正する告示案」について、令和5年4月5日（水）から令和5年5月8日（月）までの期間、広く国民の皆さまから御意見の募集を行いましたところ、合計2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する当省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

なお、パブリック・コメントの対象となる案件についての御意見及び考え方のみを公表させていただいておりますので、御了承下さい。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

整理番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	ロシアサッカー連合（以下「RFU」という。）が、アジアサッカー連盟（以下「AFC」という。）への転籍の方針を検討していると報じられている。 ロシアは、現在、ウクライナに対する侵略を行い、ウクライナ市民を虐殺し、また、ウクライナの子どもを含む多数の民間人をロシア領内に強制連行している。国連で1948年に採択されたジェノサイド条約では、子どもをほかの集団へ強制的に移すことをジェノサイドと規定している。 AFCを告示に追加した場合、今後、RFUのAFC加盟が認められたときに、本法に基づくスポーツ振興投票で得られた利益がRFUに分配され、それがロシアの利益となって、同国のウクライナ侵攻、ひいては市民の虐殺や、子どもら民間人の強制連行の資金源となるおそれが生じる。 これは、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の趣旨である国際社会の調和ある発展に反し、また、大多数がウクライナ侵攻に反対している我が国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現に反する（同法第1条）。 よって、アジアサッカー連盟を告示に追加すべきでない。	スポーツ振興投票により得られる収益は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織やその加盟団体に配分されるものではありません。
2	サッカーやバスケの国際大会もくじの対象にするのは反対。	これまで、国際大会としては、国際サッカー連盟（FIFA）開催のワールドカップを対象にスポーツ振興投票を実施してきた実績があります。 本改正は、対象となる国際大会を拡大し、スポーツ振興投票の対象となる競技の振興やスポーツ振興財源の安定的な確保のために行うものです。